

# 都市計画案の縦覧及び意見書の提出について

「多摩都市モノレールの延伸（上北台～箱根ヶ崎）計画及び関連する都市計画道路」

都市計画案は、下記の場所において縦覧しています。また、ご意見のある方は、提出期限内に意見書を提出することができます。

## 〈都市計画案〉

意見書には、①住所、氏名、電話番号、②意見を提出する都市計画案の名称、③都市計画案に関する意見を記入し、期限内に持参又は郵送（消印有効）によりご提出下さい。

都市計画案 名称	<b>■都市高速鉄道</b> <ul style="list-style-type: none"><li>立川都市計画都市高速鉄道都市モノレール第1号線</li><li>福生都市計画都市高速鉄道都市モノレール第1号線</li></ul> <b>■都市計画道路</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○特殊街路（都市モノレール専用道）<ul style="list-style-type: none"><li>立川都市計画道路 9・6・1号多摩南北線</li><li>福生都市計画道路 9・6・1号多摩南北線</li></ul></li><li>○幹線街路<ul style="list-style-type: none"><li>立川都市計画道路 3・2・4号新青梅街道線</li><li>福生都市計画道路 3・4・4号新青梅街道線</li><li>福生都市計画道路 3・4・10号東京環状線</li></ul></li></ul>	
縦覧期間 及び時間	令和5年12月14日（木） ～令和5年12月28日（木） 9:00～17:00 （土曜日、日曜日、祝日を除く）	令和5年12月14日（木） ～令和5年12月28日（木） 8:30～17:00 （土曜日、日曜日、祝日を除く）
縦覧場所	東京都 都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課 【都庁第二本庁舎 12階北側】	東大和市 まちづくり部 都市づくり課 【東大和市役所 2階東側】  武蔵村山市 都市整備部 都市計画課 【武蔵村山市役所 2階東側】  瑞穂町 都市整備部 都市計画課 【瑞穂町役場 2階】
意見書の 提出先 及び 提出期限	【提出先】 東京都 都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 12階北側 (TEL)03-5388-3225  【提出期限】 令和5年12月28日（木） 持参（17時00分）又は郵送（消印有効）	